

正副

(表)

建築物の新築、改築若しくは用途の変更
又は第一種特定工作物の新設許可申請書

都市計画法第43条第1項の規定により、建築物・第一種特定工作物の新築、改築、用途の変更、新設の許可を申請します。

年 月 日

多治見市長 様

住 所

申請者

氏 名

(名称及び代表者名)

(電話 -)

1 建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積

(仮換地)

地目	面積	公簿	m ²
		実測	m ²

2 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途

3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途

4 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記事及びその理由

5 その他必要な事項

※ 許可に付した条件

※多治見市受付

※備考

※印欄は、記載しないこと。

(注) 裏面の記載方法を参照してください。

連絡先
(電話 -)

(裏)

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書の記載方法

1. 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
2. 1 欄は、申請地の地名地番(土地改良区域内・土地区画整理事業区域内であれば旧地番と仮換地地番)を記載してください。また、土地の登記事項証明書の地積及び実測面積を記載してください。
3. 2 欄は、予定建築物等の用途、利用目的等を詳しく記載してください。
 - (1) 予定建築物の用途の中に工場(作業所)がある場合は、その業種、床面積及び動力の大きさ等を()書きで併記してください。
 - (2) 分譲住宅、賃貸住宅、従業員住宅等の場合は、その旨並びに区画数、棟数及び戸数を()書きで併記してください。
(例) 工場(自動車修理・〇〇馬力・〇〇㎡)、倉庫(建築材料倉庫)等、専用住宅、専用住宅(共同建 1 棟10戸)、専用住宅(長屋建 1 棟 4 戸)、専用住宅(分譲住宅10区画10棟10戸)、専用住宅(従業員住宅 3 区画 3 棟 3 戸)、店舗(飲食店)併用住宅
4. 3 欄は、改築であれば改築前の用途を、用途変更であれば変更前の用途を記載してください。
5. 4 欄は、次のいずれの項目に該当するか及びその理由を記載してください。
(法第34条)
 - 第 1 号・・・周辺地域に居住している者の日常生活に必要な物品の販売、加工、修理等の業務を営む店舗、事業場等の建物
 - 第 2 号・・・市街化調整区域内に存する鉱物資源、観光資源の有効な利用上必要な建物
 - 第 3 号・・・(政令が定められていないので本号に該当する取扱いはありません。)
 - 第 4 号・・・農林漁業の用に供する建物(開発許可を不要とされている建築物を除く。)
 - 第 5 号・・・農林業等活性化基盤施設である建築物
 - 第 6 号・・・中小企業者の行う他の事業者との連携若しくは事業の共同化又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業の用に供する建物
 - 第 7 号・・・市街化調整区域内に現存する工場と密接な関連(製品、原料、工程等について)を有する事業の用に供する建物
 - 第 8 号・・・危険物の貯蔵処理のための施設
 - 第 9 号・・・沿道サービス施設等の建築物
 - 第10号・・・地区計画又は集落地区計画に定められた内容に適合する建築物
(令第36条第 1 項第 3 号)
 - ロ・・・条例で指定する区域内において、条例で定める内容に適合する建築物
 - ハ・・・条例で定められた区域、内容に適合する建築物
 - ニ・・・既存権利者の届出に基づき、5 年以内に自己の居住又は業務の用に供する建物
 - ホ・・・周辺の市街化を促進することなく、かつ、市街化区域に建てるのが困難か不適当な施設(審査会の審査を要する。)
6. 5 欄は、新築等について、他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載してください。
(例) 河川保全区域内行為許可、水路占用許可